



## 第5章 返還

- 第20条(返還責任)  
借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。  
2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。  
3 借受人又は運転者は、次にその他の取扱いにより借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は、當社に於て返却し、當社の指示によつて返却するものとします。
- 第21条(返還時の確認手続)  
借受人又は運転者は、当社立会いのものとレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカー内に運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。
- 3 借受人は未算出の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時にすでにその清算を行なはなければならないものとします。
- 4 前項のほか、特約有条件的である場合を除くレンタカー返還時ににおいて、ガソリン、軽油等の燃料が未補充(満タンではない)の場合には、借受人は当社所定の方法により算出した燃料代を直ちに当社に支払うものとします。
- 第22条(借受期間中の費用料金)  
1 借受人は、第12条第1項により借受期間を超過したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。  
2 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、なく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所を変更違約料を支払うものとします。
- 第23条(返還場所変更違約料)  
1 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。  
2 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更した場合は、所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所を変更違約料を支払うものとします。
- 第24条(不運還とならなかった場合の措置)  
1 合同は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不運還になったと認められる場合は、前項の所定の賃料等を請求するとはるか、一般社団法人全国レンタカー協議会に対し、不運還被害報告をするとともに、全協シスシステム等に登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。
- 2 当社は、前項に該当することとなつた場合、借受人は、第29条の定めにより当社に該当する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の家業、親族、勤務先等の関係者への開取り届けやGPS機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。

## 第6章 故障・事故・盗難時の措置

- 第25条(故障発見時の措置)  
1 故障が発見された場合は、使用中にレンタカーの異常又は故障を見出したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- 第26条(事故発生時の措置)  
1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
- 2 (1)直ちに報告。並びに事故の状況等を当社に報告する。  
(2)前号の表示に基づくレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。  
(3)事故に際し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するものとし、借受人又は運転者は、自らの責任において事故を処理し及び解決をするものとします。
- 3 事故に際し相手方と事故の責任を争うときは、あらかじめ当社の承認を得ること。  
4 借受人又は運転者は、直ちに指揮をもつて、自らの判断で行動を行うとともに、その判断に協力するものとします。
- 5 計算は、北京市発生時の状況で、修理料等を算出し、直ちに当社に提出するものとします。  
6 当社は、必要が認められた場合には、前項の記述を検証するなどの措置をとるものとします。
- 第27条(盗難発生時の措置)  
1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
- 2 (1)直ちに報告。並びに報告後は、当社の指示に従うこと。  
(2)直ちに被窃状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 第28条(使用中に起る車両障害の初期処理及び修理料金の契約)  
1 使用中に起る車両障害の車両(以下「故障等」といいます)によりレンタカーが使用できなくなつたときは、借受料金は終了しないものとし、当社は受領額の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの修理、保管、引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領額の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が貸渡し前に起したものとし、不具合等の他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡料金を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、おもに修理料金を適用するものとします。
- 4 借受人が前項の代役レンタカーの取扱を受けないときは、当社は受領額の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 5 借受人及び運転者は、修理料金及び当社のいずれかに費用がかかるべき事項により生じた場合は、当社は、修理料金から貸渡料金を差し引いた残額を負担するものとします。
- 6 借受人及び運転者は、本条に定めた措置を除き、レンタカーを使用できなかつたことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合は除外されます。

## 第7章 賠償及び補償

- 第29条(賠償及び商業補償)  
1 借受人は、直ちに運転したレンタカーの使用に関する借受人又は運転者が当社のレンタカー(第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます)に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。借受人は、直ちに運転したレンタカーを修理するものとし、当社は修理料金を負担するものとします。
- 2 前項に付り借受人が当社が負担する賠償責任を負う場合(賠償、故障、レンタカーの汚損・臭気等により、当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めるところ(ノンオペレーションチャージ)により粗料化する、又は必要に応じ粗料化するものとします)。
- 3 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー(第35条の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます)の使用に際し、借受人又は運転者が故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- 第30条(賠償及び粗料)  
1 借受人又は運転者は第3項又は第4項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われる場合(以下「粗料」といいます)  
(1)自動車保険料、1車両につき無制限(自動車賠償責任保険を含む)  
(2)自動車保険料、1車両につき5万円  
(3)人身保険料、1名につき3,000万円内で  
(4)車両保険料、1車両につき車両時価額(免責額5万円)  
2 保険料又は粗料が賠償責任に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。  
3 借受人又は運転者は保険料が賠償責任に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。ただし、激甚災害に對応するため特別の財政援助等に開拓する法規第3条(保険料50%)の規定に基づき保険料が減免され、其の額を差し引いた額を支払うものとします。  
4 第1項の免責額5万円が適用されない場合は、当社が借受人又は運転者の負担すべき粗料を支払ったときは、借受人又は運転者は直ちに当社の保険料を当社に支払うものとします。  
5 第1項の第2又は第4に定める保険金又は補償金の免責額に相当する粗料を支払ったときは、借受人又は運転者は直ちに当社の粗料を支払うものとします。ただし借受人があらかじめ当社に免責料金を支払った場合は、この免責額に相当する粗料の支払いは当社の負担となります。  
6 災害及び当社常務所に原因がない事例、賃貸渡し後第9条各号に該当し発生した事故、第18条各号に該当して発生した事故及び借受期間を無断で延長しその期間に起きた事故にはこの粗料は適用しないこととします。  
7 第1項に定める粗料は保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は貸渡料金に含みます。
- 第8章 貸渡契約の解除

- 第31条(貸渡契約の解除)  
1 当社は、借受人又は運転者が使用中に起る過失など、又は第9条各号のいずれかに該当することとなつたときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領額の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に起きた粗料を借受人に返還するものとします。
- 2 借受人は、前項の解約に該当したときは、直ちに該当する粗料を支払うものとします。
- 第32条(中途解約)  
1 借受人は、他用にあつても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領額の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に起きた粗料を返却するものとします。  
2 借受人は、前項の粗料を支払ったときに次回の貸渡料金(基本料金)・(貸渡しから返還までの期間に起きた粗料)に該当する場合、

- 第33条(個人情報の利用目的)  
1 本社が借受人及び運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。  
(1)借用登録料金の支払額に係るレンタカー及びドライバーレコード等に登録したサードパーティの提供として義務付けられている事項を進行するため。  
(2)借用登録料金の支払額に係るレンタカー及びドライバーレコード等に登録したサードパーティの提供として義務付けられる事項を進行するため。  
(3)貸渡料金又は粗料額に係るレンタカー及びドライバーレコード等に登録したサードパーティの提供として義務付けられる事項を進行するため。  
(4)借用登録料金又は粗料額に係るレンタカー及びドライバーレコード等に登録したサードパーティの提供として義務付けられる事項を進行するため。  
(5)レンタカーの取扱い商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。  
(6)個人情報を統計的、分析的、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。  
2 借受人及び運転者は、前項の利用目的に同意するものとします。
- 第34条(個人情報の保護及び利用の原則)  
1 借受人及び運転者の個人情報を保護する場合には、借受人の氏名、住所、生年月日、運転免許證番号等を含む個人情報が常に借受システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びそれに加盟する各会員レンタカー協会並びにこれらの方員であるレンタカーサービス業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることとします。  
(1)当社が道路交通法第51条の4第1項に規定する駐車違反等の取扱いの執行料金を支払われた場合  
(2)当社に対して第19条第5項に規定する駐車違反賃料費用の全額の支払いができない場合  
(3)第24条第1項に規定する不運還があったと認められた場合  
(4)運転者登録料金3分の3に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許證番号等を含む個人情報が、全レジシステムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカーサービス業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。
- 第35条(代理貸渡)  
1 当社は、第8条第1項の規定にかかるまで、他のレンタカーサービス業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸し渡すができるものとします。この場合、当社は次に掲げる事柄を遵守するものとします。(これを「代理貸渡」といいます)。  
(1)車両、故障等のトラブルがあつた場合において、当社の貸渡契約による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡契約を適用するよりも、利用者にとって有利であるときは当社の貸渡契約を適用すること。  
(2)借受人の登録料金の支払額に係るレンタカー及びドライバーレコード等に登録したサードパーティの提供として義務付けられる事項を進行するため。  
(3)借受人の登録料金の支払額に係るレンタカー及びドライバーレコード等に登録したサードパーティの提供として義務付けられる事項を進行するため。  
(4)借用登録料金又は粗料額に係るレンタカー及びドライバーレコード等に登録したサードパーティの提供として義務付けられる事項を進行するため。  
(5)レンタカーの取扱い商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。  
(6)代理貸渡した車両において、故障登録をした車両について、故障登録の手続を了承するものとします。  
2 代理貸渡した車両において、故障登録をした車両について、故障登録の手続を了承するものとします。  
3 代理貸渡した車両において、故障登録をした車両について、故障登録の手続を了承するものとします。  
4 代理貸渡した車両において、故障登録をした車両について、故障登録の手続を了承するものとします。  
5 代理貸渡した車両において、故障登録をした車両について、故障登録の手続を了承するものとします。

- 第36条(GPS機能)  
1 借受人及び運転者は、レンタカーに全球地圖位似システム(以下「GPS機能」といいます)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行路線等が記録されること、及び当社が当該記録情報を個人情報の利用目的に該当する場合には、借受人の氏名、住所、生年月日、運転免許證番号等を含む個人情報が常に借受システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びそれに加盟する各会員レンタカー協会並びにこれらの方員であるレンタカーサービス業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることとします。  
(1)当社が道路交通法第51条の4第1項に規定する駐車違反等の取扱いの執行料金を支払われた場合  
(2)当社に対して第19条第5項に規定する駐車違反賃料費用の全額の支払いができない場合  
(3)第24条第1項に規定する不運還があったと認められた場合  
(4)運転者登録料金3分の3に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許證番号等を含む個人情報が、全レジシステムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカーサービス業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。
- 第37条(Dライバーレコード)  
1 借受人及び運転者は、レンタカーカーにDライバーレコードが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。  
(1)車両が運転免許登録料金の支払額に係るレンタカー及びドライバーレコード等に登録したサードパーティの提供として義務付けられる事項を進行するため。  
(2)借用登録料金の支払額に係るレンタカー及びドライバーレコード等に登録したサードパーティの提供として義務付けられる事項を進行するため。  
(3)借受人及び運転者に貸し渡す商品やサービス等の品質向上・顧客満足度向上等のためのマーケティング分析に利用するため。  
2 借受人及び運転者は、前項のDライバーレコードによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求める場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求、開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示するものとします。  
3 借受人及び運転者は、前項を同意するものとします。
- 第38条(相手)  
1 借受人は、この契約に基づく借受人との間で、借受人の当社に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。
- 第39条(消費税)  
1 この契約に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます)を当社に対して支払うものとします。
- 第40条(運送費)  
1 借受人及び運転者は、この契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

- 第41条(選択権)  
1 選択権は法本とします。
- 2 邦文契約と外国契約の内容に相違があるときは、邦文契約を優先するものとします。
- 第42条(附則)  
1 この契約の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの契約と同等の効力を有するものとします。
- 第43条(借受期間の確認手続)  
1 借受人の損害責任及び賃料の支払義務等のうち、借受人の損害責任及び賃料の支払義務等の内容、当社の保険又は被保険制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返却選択等の内容に該当するものとします。  
2 借受人は、前項の内容について理解するよう努めるものとします。
- 第44条(約款等の表示等)  
1 当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に對して示します。  
(1)当社の営業店舗にて、当社の公示する見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます)。  
(2)ウェブサイト等に掲示。  
(3)書面(電子メール等)の電磁的表示を含みます。の提示。  
2 借受人は、前項の発行するパンフレット・料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。
- 第45条(約款等の変更)  
1 当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。
- 第46条(合意管轄裁判所)  
1 この契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する管轄裁判所とします。

## 附則

本契約は、2022年11月1日から施行します。

